

緊急事態措置の指定に伴う要請について

緊急事態措置の指定に伴う要請について（令和3年8月19日更新）

新型コロナウイルス感染者が急増していることを受け、政府が静岡県を緊急事態宣言に基づく措置の対象に決定しました。これにより令和3年8月20日から飲食店等への休業要請と営業時間の短縮要請、大規模集客施設等への営業時間の短縮要請を実施する旨、静岡県が公表しました。

大規模集客施設等を運営する事業者の方は静岡県ホームページ「R3.8 緊急事態宣言」をご確認ください。

緊急事態措置に係る休業要請・営業時間の短縮要請について（飲食店の皆様）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、静岡県全域が令和3年8月20日（金曜日）から9月12日（日曜日）まで、緊急事態措置の対象区域となります。

要請に応じて、休業や営業時間の短縮に御協力いただいた事業者の皆様に対し、静岡県が協力金を支給します。

対象となる施設等の詳細については、静岡県ホームページ「R3.8 緊急事態宣言」をご確認ください。

休業要請・営業時間短縮要請の期間及び内容

【要請期間】

令和3年8月20日（金曜日）0時から令和3年9月12日（日曜日）24時まで

【要請内容】

- ①酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店は休業すること
- ②上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトは除く）は午後8時から午前5時まで営業を自粛すること
（酒類及びカラオケ設備の提供を行わないこととする飲食店は「②上記以外の飲食店」に該当する）

協力金制度の概要

【対象事業者】

- ・対象区域内の飲食店で要請に応じた事業者
 - ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主
- ※いずれにおいても静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと

【支給条件】

- ・ふじのくに安全・安心認証を取得する等、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
 - ・全ての期間において要請に応じること
 - ・営業時間が通常において午後8時前に終了する、酒類を提供する飲食店については、休業に応じた場合に支給の対象となることに留意すること

【金額】

<中小企業・個人事業主>

4～10万円（日当たりの売上高の4割）×協力した日数

<大企業> ※中小企業・個人事業主も選択可

日当たりの売上減少額の4割（上限額は20万円）×協力した日数

その他の詳細については、静岡県ホームページ掲載資料「飲食店への休業、営業時間短縮要請について」をご確認ください。

営業時間短縮要請や協力金制度などに関する問い合わせ

静岡県営業時間短縮要請コールセンター

050-5211-6111（午前9:00～午後5:00）

（9月30日（木曜日）まで開設）

まん延防止等重点措置区域指定について（令和3年8月16日更新）

国内及び静岡県内において、新型コロナウイルス感染者が急増していることから、静岡県に「まん延防止等重点措置」が適用され、近隣市町において「重点措置区域」の指定がされております。

本日、島田市につきましても適用区域に追加指定され、以下のとおり営業時間短縮等の要請が静岡県から公表されました。

まん延防止等重点措置に係る営業時間の短縮要請について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、島田市が令和3年8月18日（水曜日）から8月19日（木曜日）まで、まん延防止等重点措置の適用対象区域となります。

静岡県の要請に応じて、営業時間の短縮にご協力いただいた事業者の皆さまに対し、静岡県が協力金を支給します。

対象となる施設等の詳細については、静岡県ホームページ「まん延防止等重点措置に基づく営業時間の短縮要請」をご確認ください。

※今回の要請は昨年4月から5月にかけて市内飲食店等をお願いしておりました休業要請とは異なりますのでご注意ください。

営業時間の短縮を要請する期間及び時間

要請期間：令和3年8月18日（水曜日）0時から令和3年8月19日（木曜日）24時まで

要請時間：午後8時から翌朝午前5時までの営業を自粛

協力金制度の概要

【対象事業者】 対象区域内で要請に応じ、かつ以下に該当する事業者

- ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主
- ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと

【支給条件】

- ・ふじのくに安全・安心認証を取得済み（申請中であり取得が見込まれる場合を含む）等、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
- ・時短要請準備期間を除き、全ての期間において要請に応じること

【金額】

＜中小企業・個人事業主＞

事業規模（売上高）に応じて3～10万円 × 営業時間短縮要請に協力した日数

＜大企業＞ ※中小企業・個人事業主も選択可

事業規模（売上高減少）に応じて0～20万円 × 営業時間短縮要請に協力した日数

※事業規模（売上高減少の額）によっては、協力金の支給対象外となる場合があります。

その他の詳細については、静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（営業時間短縮要請）申請要領をご確認ください。

営業時間短縮要請や協力金制度などに関する問い合わせ

静岡県営業時間短縮要請コールセンター
050-5211-6111（午前 9:00～午後 5:00）
（9月30日（木曜日）まで開設）